

答申書

令和4年6月13日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和4年度諮問第3号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、相模原市長(以下「処分庁」という。)に対し、審査請求人の滞納していた市県民税及び国民健康保険税を徴収するため、審査請求人の有する給与等債権を差し押さえたところ、審査請求人が、この差押処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

また、事案の経緯については次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、次の市県民税及び国民健康保険税の納付義務を負っていたが、これらを各納期限までに納付しなかった。
 - (1) 平成26年度市県民税のうち第2期分ないし第4期分
 - (2) 平成27年度市県民税のうち第1期分ないし第4期分
 - (3) 令和2年度市県民税のうち第2期分ないし第4期分
 - (4) 平成26年度国民健康保険税のうち第5期分
 - (5) 平成28年度国民健康保険税のうち第1期分及び第8期分
 - (6) 平成29年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第8期分
 - (7) 平成30年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第10期分
 - (8) 平成31年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第10期分
 - (9) 令和2年度国民健康保険税のうち第2期分ないし第10期分
 - (10) 令和3年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第7期分
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、1(1)ないし(10)の市県民税及び国民健康保険税につき、次のとおり督促状を発送し、審査請求人はこれらを受け取った。
 - (1) 平成26年度市県民税

- 第2期分ないし第4期分について、平成26年9月19日から平成27年2月20日にかけて
- (2) 平成27年度市県民税
第1期分ないし第4期分について、平成27年7月17日から平成28年2月19日にかけて
- (3) 令和2年度市県民税
第2期分ないし第4期分について、令和2年9月25日から令和3年2月25日にかけて
- (4) 平成26年度国民健康保険税
第5期分について、平成26年11月20日
- (5) 平成28年度国民健康保険税
第1期分及び第8期分について、平成28年7月20日及び平成29年2月20日
- (6) 平成29年度国民健康保険税
第1期分ないし第8期分について、平成29年7月20日から平成30年2月20日にかけて
- (7) 平成30年度国民健康保険税
第1期分ないし第10期分について、平成30年7月20日から平成31年4月19日にかけて
- (8) 平成31年度国民健康保険税
第1期分ないし第10期分について、令和元年7月19日から令和2年4月20日にかけて
- (9) 令和2年度国民健康保険税
第2期分ないし第10期分について、令和2年8月20日から令和3年4月20日にかけて
- (10) 令和3年度国民健康保険税
第1期分ないし第7期分について、令和3年7月20日から令和4年1月20日にかけて
- 3 審査請求人は、平成26年以降、上記のとおり市県民税及び国民健康保険税を各納期限までに完納できず、処分庁から催告書や督促状を送付され、処分庁と相談し分割納付する、ということを繰り返していたが、滞納が解消されなか

った。

- 4 処分庁は、2(1)ないし(10)の市県民税及び国民健康保険税の各督促状を発した日から10日が経過したことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第331条第1項及び第728条第1項の規定により、令和4年2月14日付けで、審査請求人が有限会社○から令和4年3月分以降支払を受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権を、滞納金額(税額○円及び延滞金○円の合計○円)に満つるまで差し押さえる処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 5 処分庁は、本件処分について、令和4年2月14日付けで、有限会社○に対し、債権差押通知書を送達し、審査請求人に対し、差押調書を送付した。
- 6 審査請求人は、令和4年3月2日、本件処分を不服として、本件審査請求をした。
- 7 処分庁は、本件処分にに基づき、審査請求人が有限会社○から令和4年3月分以降支払を受けるべき給与等から国税徴収法第76条第1項及び国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号)第34条による差押禁止額を控除した金額を取り立てている。令和4年5月の取立額は、審査請求人の給与支給総額○円から差押禁止額○円を控除した残額○円であった。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 当該差押金額だと他の支払が不可能になるため不当な処分である。
- (2) 令和4年3月から、給料の○万円ほどを残して差し押さえられている。残り○万円では、生活が大変である。事業をやっていたこともあり、借金もある。他への支払ができない、ご飯も食べていない状況である。病院、床屋にすら行けない状態がこの3か月間ずっと続いている。○万円では生活保護費である。

2 処分庁の主張

審査請求人は、本件処分により他の支払が不可能になることをもって本件処分が不当であると主張するが、本件処分は生活を維持するために必要な金額として、国税徴収法第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止財産を

除いた金額を差し押さえるものであり、最低限の日常生活に係る支払は不可能になるとはいえない。また、仮に審査請求人が他に債務を負っていたとしても、地方税優先の原則により、地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされている(地方税法第14条)。

以上のことから、審査請求人が主張するような不当な点はなく本件処分は妥当である。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和4年6月13日	審査庁から諮問書を受付
令和4年6月15日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和4年7月5日	調査審議
令和4年8月1日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

「第2 事案の概要」のとおり

2 審査会の判断

(1) 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、審査請求人の有する給与等債権に対して、処分庁が市県民税及び国民健康保険税の滞納処分として行った差押処分が、審査請求人の生活を不可能にする不当な処分であるか否かにある。

(2) 法令の規定

地方税法第331条第1項及び第728条第1項(県民税にあつては第335条の規定により市民税と併せて督促をし、滞納処分をするものとされている。)によれば、市県民税及び国民健康保険税について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該市県民税及び国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産

を差し押さえなければならない。

他方、債権差押えに関する一般法である民事執行法(昭和54年法律第4号)及び特別法である破産法(平成16年法律第75号)並びに国税徴収法のいずれにおいても、差押えの対象となる財産が債務者の生活維持に不可欠である給与・賞与等である場合には、差押禁止額の範囲を定めることでそのための配慮をしている(民事執行法にあっては第152条、破産法にあっては第34条第3項、国税徴収法にあっては第76条)。

また、国税徴収法施行令第34条によれば、国税徴収法第76条第1項第4号(給料等の差押禁止の基礎となる金額)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間一月ごとに10万円(滞納者と生計を一つにする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき45,000円を加算した金額)とすることとしている。

(3) 本件事案について

審査請求人は、「第2 事案の概要 1」に記載のとおり、市県民税及び国民健康保険税について納期限までに納付しなかった。

この事実に基づき、処分庁は、審査請求人に対して、「第2 事案の概要 2」に記載のとおり督促状を発送し、審査請求人はこれを受け取った。

しかし、審査請求人は、その一部について分割納付を行ったものの、滞納が解消されることはなかった。

その結果、処分庁は、各督促状を発送した日から10日が経過したことから、令和4年2月14日付けで、「第2 事案の概要 4」記載のとおり、上記法令の規定に従って差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権を、滞納金額(税額〇円及び延滞金〇円の合計〇円)に満つるまで差し押さえる本件処分を行った。

その後、処分庁は、「第2 事案の概要 7」記載のとおり、本件処分に基づき、審査請求人が支払を受ける給与等から上記法令の定める差押禁止額を控除した金額を取り立てた。

以上の経過によれば、本件処分は、法令の規定に従って差押禁止財産を控除していることも含めて、いずれも法令の定めるところに従って行われてお

り、違法性又は不当性があったとは認められない。

3 審理員の手続の適正性

本件審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁の裁決についての考え方は、本件審査請求は棄却すべきであるとし、その理由を審理員意見書の理由のとおりとしており、当審査会の判断と結論において同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 付言

審査請求人は、「当差押え金額だと他の支払い不可能になりますので不当な処分である」、「令和4年3月から、給料の〇万円ほどを残して差し押さえられている。残り〇万円では、生活が大変である。事業をやっていたこともあり、借金もある。他への支払いができない、ご飯も食べていない状況である。病院・床屋にすら行けない状態がこの3か月間ずっと続いている。〇万円では生活保護費である」等と主張している。

しかし、審査請求人は、地方税法が認めている、徴収の猶予(地方税法第15条第1項)の申請も、換価の猶予(地方税法第15条の6第1項)の申請も行っていない。

他方、地方税法には、職権による換価の猶予(地方税法第15条の5第1項)及び滞納処分の停止(地方税法第15条の7第1項)という制度もある。前者は、滞納者の「財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」(同項第1号)に該当すると認められる場合において、滞納者が「当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるとき」(同項柱書)に行うことができるものである。また、後者にはそのような要件はなく、単に「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」(同項第2号)は将来に向かって職権で滞納処분을停止することができるものである。本件においては、審査請求人の上記主張を精査すれば、現時点でも、あるいは将来にお

いてこれらの要件に該当する事情が認められる可能性もありうる。

それゆえ、滞納処分を行う場合には、単に法令の定める要件・手続に従って粛々と処分を行うだけでなく、このような制度もあることも視野に入れ、処分を行った後においても、納税者(市民)の訴えに真摯に向き合い、その個別の事情も十分調査した上で適正な対応を行うことが望まれる。

以 上